

議案第 4 号

橋本市道路及び河川の基準等に関する条例の一部を改正する条例
について

橋本市道路及び河川の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、
別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市道路及び河川の基準等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市道路及び河川の基準等に関する条例(平成 24 年橋本市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(新設特定道路等の構造の基準) 第 5 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 10 条第 1 項の規定による条例で定める新設特定道路及び新設旅客特定車両停留施設の構造の基準は、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 116 号)</u>で定める基準とする。</p>	<p>(新設特定道路の構造の基準) 第 5 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 10 条第 1 項の規定による条例で定める新設特定道路の構造の基準は、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 116 号)</u>で定める基準とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。